

北葛城第1団 慶弔規程

第1章 総 則

第1条 (総 則)

この規程は日本ボーイスカウト北葛城第1団（以下「団」という）の育成会及び団の慶弔について定めたものである。

第2章 慶 事

第2条 (結 婚)

本人が結婚した場合は10,000円の祝金を贈る。

第3条 (表 彰)

本人がボーイスカウト日本連盟から表彰または日本国から褒章並びにこれに準ずる表彰を受けた場合は、祝意を表すとともに盾を贈る。

第3章 弔 事

第4条 (死 亡)

本人が死亡した場合は次の各号により対応する。

(1) 育成会役員、団委員、指導者の場合

- ・弔慰金20,000円をおくる。
- ・通夜は育成会役員、団委員、指導者が参列、
会葬は育成会役員、団委員、指導者および隊員が参列する。
ただし、遠隔地の場合は弔電または別途協議にて決定する。

(2) 隊員の場合

- ・弔慰金10,000円をおくる。
- ・通夜は育成会役員、団委員、指導者が参列、
会葬は育成会役員、団委員、指導者および隊員が参列する。
ただし、遠隔地の場合は弔電または別途協議にて決定する。

2. 配偶者が死亡した場合は次のとおり対応する。

- ・弔慰金10,000円をおくる。
- ・通夜は育成会役員、団委員、指導者が参列、
会葬は育成会役員、団委員、指導者の各代表が参列する。
ただし、遠隔地の場合は弔電または別途協議にて決定する。

3. 子または同居の両親が死亡した場合は次のとおり対応する。

- ・弔慰金5,000円をおくる。
- ・通夜は育成会役員、団委員、指導者の代表が参列、
会葬は団の代表者および出席可能な者が参列する。
ただし、遠隔地の場合は弔電または別途協議にて決定する。

第4章 療 養

第5条 (見 舞)

本人が活動中の事故または病気等により、長期（1ヶ月以上）に渡る入院を必要とする場合は、次のとおり対応する。

- ・見舞金5,000円をおくる。
 - ・団の代表が慰問する。
 - ・適当な機会に団および育成会の全員に通知する。
- ただし、遠隔地の場合は別途協議にて決定する。

第5章 そ の 他

第6条 (返礼の禁止)

この規程によって慶弔の意を表せられたときは理由の如何を問わず返礼することを禁止する。

付 則

1. 規程改正

本規程は団委員会の過半数の賛成をもって改正することができる。

2. 本規程に定めのない事項については、団委員会によって決定することができる。

3. 施行日

この規程は、平成3年12月1日より施行する。

4. 改正日

この規程は、平成7年5月28日に一部改正し、施行する。

この規程は、平成9年5月18日に一部改正し、施行する。

この規程は、平成23年5月21日に一部改正し、施行する。

この規程は、平成24年6月16日に一部改正し、施行する。